

軽自動車税減免 ～ 該当障がい区分一覧

【戦傷病者】

障がい者本人所有が前提。

障がいの区分	本人運転	生計同一又は常時介護する者が運転する場合※
視覚障害	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
聴覚障害	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
平衡機能障害	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
音声機能障害	特別項症から第2項症まで (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	/
上肢不自由	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
下肢不自由	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	特別項症から第3項症まで
体幹不自由	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症まで
心臓、じん臓、呼吸器、膀胱若しくは直腸又は小腸の機能障害	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
肝臓機能障害	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで

※生計同一者又は常時介護する者が運転する場合は、申請書に使用目的の記載が必要となります。